

告示

埼玉県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
北本矢澤クリニック	北本市北本一〇七 江利川ビル 一階	平成三十年 二月二十八日
浅賀歯科医院	蕨市塚越二一〇一	平成二十九年 九月四日
さくらデンタル	草加市弁天二二二一三 立原ビル 一F	平成三十年 一月三十一日
引間歯科医院	秩父市中町二二二	平成三十年 二月二十八日
福田歯科医院	北本市北本二一六	平成三十年 三月七日
医療法人社団 生友会 とも歯科医院	北本市二ツ家三一五 A館二F 一一五	平成二十九年 二月二十八日
武蔵台歯科医院	日高市武蔵台一三二一八	平成三十年 二月二十八日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
高田 鈴子		宮前はり・灸治療院	熊谷市宮前町二一八二 矢島ビル一F	平成三十年 三月三十一日
早川 暁啓		はっとりはり・きゅう 接骨院上落合院	さいたま市中央区上落合 三一〇―二一〇一	平成三十年 三月三十日